

○防衛省告示第百八十一号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和五年十月六日から施行する。

令和五年九月二十六日

防衛大臣 木原 稔

一 陸上自衛隊北恵庭駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道恵庭市	柏木町五百三十一番地
対象防衛関係施設の区域	北海道恵庭市	柏木町及び幸町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	北海道恵庭市	柏木町（次の図面に示す部分に限る。）、柏木町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、北

辺地域

柏木町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、幸町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに文京町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 陸上自衛隊南恵庭駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道恵庭市	恵南六十三番地
対象防衛関係施設の区域	北海道恵庭市	恵南（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道恵庭市	恵南（次の図面に示す部分に限る。）、駒場町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、白樺町四丁目及び盤尻（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれ</p>		

るものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 陸上自衛隊幌別駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道登別市	緑町三丁目一番地
対象防衛関係施設の区域	北海道登別市	緑町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	北海道登別市	青葉町（次の図面に示す部分に限る。）、川上町（次の図面に示す部分に限る。）、桜木町（次の図面に示す部分に限る。）、緑町、

辺地域

大和町（次の図面に示す部分に限る。）及び若山町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四 陸上自衛隊函館駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道函館市	広野町六番十八
対象防衛関係施設の区域	北海道函館市	広野町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道函館市	柏木町、金堀町、駒場町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、乃木町、広野町及び湯浜町（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p>		

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五 陸上自衛隊土浦駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	茨城県稲敷郡阿見町	大字青宿百二十一番地一
対象防衛関係施設の区域	茨城県稲敷郡阿見町	大字阿見、大字青宿及び大字廻戸（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	茨城県稲敷郡阿見町	大字阿見、大字大室、大字青宿及び大字廻戸（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

辺地域

	<p>茨城県土浦市</p>	<p>大岩田（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結ぶ湖岸 線により囲まれ た水域</p>	<p>一 北緯三十六度三分二十一秒、東経百四十度十三分二十秒の 点 二 北緯三十六度三分二十三秒、東経百四十度十三分三十六秒 の点 三 北緯三十六度二分四十五秒、東経百四十度十三分五十七秒 の点 四 北緯三十六度二分四十一秒、東経百四十度十三分五十秒の 点</p>	

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六 陸上自衛隊新町駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	群馬県高崎市	新町千八十番地
対象防衛関係施設の区域	群馬県高崎市	新町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	群馬県高崎市	新町（次の図面に示す部分に限る。）

<p>辺地域</p>	<p>埼玉県児玉郡上里町</p>	<p>大字勅使河原（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

七 陸上自衛隊大宮駐屯地

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	対象防衛関係施設 の所在地			埼玉県さいたま市北区	日進町一丁目四十番地七
	対象防衛関係施設 の区域			埼玉県さいたま市北区	日進町（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域			埼玉県さいたま市大宮区	三橋（次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県さいたま市西区	埼玉県さいたま市北区	埼玉県さいたま市北区	三橋及び宮前町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	櫛引町及び日進町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八 陸上自衛隊三宿駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	東京都世田谷区	池尻一丁目二番二十四号
対象防衛関係施設の区域	東京都世田谷区	池尻一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>		
	<p>東京都目黒区</p>	<p>東京都世田谷区</p>	<p>東京都目黒区</p>
	<p>上目黒四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、五本木一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに東山一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>池尻一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、下馬一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに太子堂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>上目黒五丁目及び東山二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九 陸上自衛隊東立川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	東京都立川市	栄町一丁目二番地の十
対象防衛関係施設の区域	東京都国立市	北三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都国分寺市	西町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>			
	東京都立川市	東京都国分寺市	東京都国立市	
	曙町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、栄町一丁目、二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目並びに高松町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	西町一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	東京都立川市
				曙町三丁目及び栄町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十 陸上自衛隊久里浜駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	久比里二丁目一番一号
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	久比里二丁目、長瀬一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺	神奈川県横須賀市	久比里一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、久里浜五丁目から七丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

<p>辺地域</p>	<p>一に掲げる点と 二に掲げる点と を結んだ線及び これらの点を結 ぶ海岸線により 囲まれた海域</p>	<p>る。)、久里浜台一丁目及び二丁目、光風台(次の図面に示す部 分に限る。)、長瀬一丁目、二丁目(次の図面に示す部分に限る。) 及び三丁目(次の図面に示す部分に限る。)、西浦賀三丁目及び 五丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、南浦賀(次の 図面に示す部分に限る。)、並びに若宮台(次の図面に示す部分に 限る。)</p> <p>一 北緯三十五度十三分四十一秒、東経百三十九度四十三分十 四秒の点 二 北緯三十五度十三分二十九秒、東経百三十九度四十二分四 十九秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>		

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一 陸上自衛隊新発田駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	新潟県新発田市	大手町六丁目四番十六号
対象防衛関係施設の区域	新潟県新発田市	大手町三丁目及び六丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>新潟県新発田市</p>	<p>大手町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目、三丁目、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目及び六丁目、城北町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中央町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中曽根町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西園町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに緑町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる</p>		

区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二 陸上自衛隊北富士駐屯地

対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	山梨県南都留郡 忍野村	忍草（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 の区域	山梨県南都留郡 忍野村	忍草（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 の所在地	山梨県南都留郡 忍野村	忍草三千九十三番地

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十三 陸上自衛隊富士駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県駿東郡小山町	須走四百八十一番地二十七
--------------	-----------	--------------

対象防衛関係施設の区域	静岡県駿東郡小山町	須走（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県駿東郡小山町	須走（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

十四 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県御殿場市	中畑二千九十二番地二
対象防衛関係施設の区域	静岡県御殿場市	中畑（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県御殿場市	中畑（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>		

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十五 陸上自衛隊板妻駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県御殿場市	板妻四十番地一
対象防衛関係施設の区域	静岡県御殿場市	板妻（次の図面に示す部分に限る。）

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>静岡県御殿場市</p>	<p>板妻、神場及び保土沢（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設 の所在地	愛知県春日井市		西山町無番地
対象防衛関係施設 の区域	愛知県春日井市		西山町及び桃山町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	愛知県春日井市	西山町及び桃山町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字大草及び高根（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>			

- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十七 陸上自衛隊久居駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	三重県津市	久居新町九百七十五番地
対象防衛関係施設の区域	三重県津市	久居井戸山町、久居新町及び久居野村町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	三重県津市	久居井戸山町、久居新町、久居寺町、久居野口町及び久居野村町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十八 陸上自衛隊今津駐屯地

対象防衛関係施設	滋賀県高島市	今津町今津平郷国有地
の所在地		

<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>滋賀県高島市</p>	<p>今津町今津及び今津町大供（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>滋賀県高島市</p>	<p>今津町今津、今津町大供及び新旭町饗庭（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十九 陸上自衛隊福知山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	京都府福知山市	天田無番地
対象防衛関係施設の区域	京都府福知山市	字天田（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府福知山市	字天田（次の図面に示す部分に限る。）、字岡ノ（次の図面に示す部分に限る。）、旭が丘（次の図面に示す部分に限る。）、字堀（次の図面に示す部分に限る。）、駅南町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、広峯町（次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘町並びに南岡町

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十 陸上自衛隊信太山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	大阪府和泉市	伯太町官有地
--------------	--------	--------

対象防衛関係施設 の区域	大阪府和泉市	黒鳥町及び伯太町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	大阪府和泉市	尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、黒鳥町（次の図面に示す部分に限る。）、黒鳥町一丁目から黒鳥町四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、伯太町、伯太町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに府中町（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる</p>		

区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十一 陸上自衛隊米子駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	鳥取県米子市	両三柳二千六百三番地
対象防衛関係施設の区域	鳥取県米子市	両三柳（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鳥取県米子市	両三柳（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十二 陸上自衛隊山口駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	山口県山口市	上宇野令七百八十四番地
--------------	--------	-------------

対象防衛関係施設 の区域	山口県山口市	上宇野令及び宮野下（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	山口県山口市	石観音町、江良一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。） 及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、折本一丁目（次の 図面に示す部分に限る。）、金古曾町、上宇野令（次の図面に示 す部分に限る。）、三の宮一丁目及び二丁目（次の図面に示す部 分に限る。）、芝崎町、天花一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、 道祖町（次の図面に示す部分に限る。）、七尾台（次の図面に示 す部分に限る。）、野田（次の図面に示す部分に限る。）、古熊一 丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、 宮野下（次の図面に示す部分に限る。）並びに八幡馬場
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に 含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区</p>		

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十三 陸上自衛隊小倉駐屯地

対象防衛関係施設	福岡県北九州市	石田町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設の区域	福岡県北九州市 小倉南区	北方五丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設の所在地	福岡県北九州市 小倉南区	北方五丁目一番一号

<p>に係る対象施設周辺地域</p>	<p>小倉南区</p>	<p>まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、下石田三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、蟻田若園一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、葉山町一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春ヶ丘（次の図面に示す部分に限る。）、日の出町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、南若園町（次の図面に示す部分に限る。）、守恒一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに若園四丁目及び五丁目</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十四 陸上自衛隊対馬駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	長崎県対馬市	厳原町棧原三十八番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県対馬市	厳原町棧原及び厳原町東里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県対馬市	厳原町北里、厳原町棧原、厳原町西里、厳原町東里、厳原町日吉及び厳原町宮谷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十五 陸上自衛隊大村駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	長崎県大村市	西乾馬場町四百十六番地
対象防衛関係施設	長崎県大村市	西乾馬場町（次の図面に示す部分に限る。）

<p>の区域</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>長崎県大村市</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
	<p>乾馬場町（次の図面に示す部分に限る。）、植松（次の図面に示す部分に限る。）、杭出津（次の図面に示す部分に限る。）、古賀島町（次の図面に示す部分に限る。）、桜馬場（次の図面に示す部分に限る。）、諏訪（次の図面に示す部分に限る。）、西乾馬場町、西大村本町、古町（次の図面に示す部分に限る。）及び松並（次の図面に示す部分に限る。）</p>		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十六 陸上自衛隊別府駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	大分県別府市	大字鶴見四千五百四十八番地百四十三
対象防衛関係施設の区域	大分県別府市	大字鶴見（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	大分県別府市	扇山、大字鶴見、大字南立石、竹の内及び堀田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十七 陸上自衛隊玖珠駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	大分県玖珠郡玖珠町	大字帆足二千四百九十四番地
対象防衛関係施設	大分県玖珠郡玖	大字綾垣、大字帆足及び大字森（いずれも次の図面に示す部分

の区域	珠町	に限る。)
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	大分県玖珠郡玖珠町	大字綾垣、大字太田、大字帆足、大字森及び大字四日市（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設の所在地	宮崎県えびの市	大字大河平四千四百五十五番地一
対象防衛関係施設の区域	宮崎県えびの市	大字大河平（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮崎県えびの市	大字大河平（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区</p>		

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十九 陸上自衛隊都城駐屯地

対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
宮崎県都城市	宮崎県都城市	宮崎県都城市
久保原町、鷹尾三丁目から五丁目まで、南鷹尾町及び蓑原町（い	久保原町（次の図面に示す部分に限る。）	久保原町一街区十二号

に係る対象施設周
辺地域

（ずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県霧島市	国分福島二丁目四番十四号
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県霧島市	国分福島二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県霧島市	国分広瀬一丁目から三丁目まで、国分福島一丁目及び二丁目並びに隼人町住吉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる</p>		

区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十一 海上自衛隊小月航空基地小月射撃場

対象防衛関係施設の所在地	山口県下関市	大字松屋
対象防衛関係施設の区域	山口県下関市	大字松屋（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点と順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯三十四度四分二十秒、東経百三十一度三分五十七秒の点 二 北緯三十四度四分二十秒、東経百三十一度四分十七秒の点 三 北緯三十四度四分六秒、東経百三十一度四分二十七秒の点

<p>対象防衛関係施設の所在地</p>	<p>長崎県佐世保市</p>	<p>千尽町九番九号</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>四 北緯三十四度三分四十二秒、東経百三十一度四分四秒の点</p> <p>五 北緯三十四度三分四十四秒、東経百三十一度三分四十二秒の点</p> <p>六 北緯三十四度三分五十八秒、東経百三十一度三分三十九秒の点</p>
---------------------	----------------	----------------	---	---

三十二 海上自衛隊千尽地区

対象防衛関係施設 の区域	長崎県佐世保市	千尽町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	長崎県佐世保市 次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と三に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域	稲荷町、新港町、千尽町、福石町及び三浦町（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 一 北緯三十三度九分四十四秒、東経百二十九度四十三分三十秒の点 二 北緯三十三度九分四十秒、東経百二十九度四十三分八秒の点 三 北緯三十三度九分十五秒、東経百二十九度四十三分十六秒の点
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>		

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十三 海上自衛隊大波射撃場

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	大字大波
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字大波下（次の図面に示す部分に限る。）

<p>備考</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>
	<p>一 北緯三十五度三十分五十六秒、東経百三十五度二十四分五十四秒の点</p> <p>二 北緯三十五度三十分四十四秒、東経百三十五度二十四分五十七秒の点</p> <p>三 北緯三十五度三十分十一秒、東経百三十五度二十四分三十一秒の点</p> <p>四 北緯三十五度三十分八秒、東経百三十五度二十四分九秒の点</p> <p>五 北緯三十五度三十分二十三秒、東経百三十五度二十三分五十九秒の点</p> <p>六 北緯三十五度三十分四十一秒、東経百三十五度二十四分六秒の点</p> <p>七 北緯三十五度三十分五十六秒、東経百三十五度二十四分二十六秒の点</p>

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十四 海上自衛隊舞鶴教育隊

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	字泉源寺小字知中百七十五番二
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字泉源寺（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府舞鶴市	字市場、字大波下、字泉源寺、字浜及び字溝尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線	一 北緯三十五度二十九分三十二秒、東経百三十五度二十三分五十一秒の点

	<p>及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>二 北緯三十五度二十九分十九秒、東経百三十五度二十三分二十八秒の点</p> <p>三 北緯三十五度二十八分五十八秒、東経百三十五度二十三分三十一秒の点</p> <p>四 北緯三十五度二十八分四十秒、東経百三十五度二十三分四十五秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

三十五 海上自衛隊芦崎訓練場

対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市	大字城ヶ沢字早崎の内芦崎二十番地
対象防衛関係施設の区域	青森県むつ市	大字城ヶ沢（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県むつ市 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線	<p>大字城ヶ沢（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯四十一度十六分〇秒、東経百四十一度九分二十八秒の点</p> <p>二 北緯四十一度十五分三十九秒、東経百四十一度九分五十三秒の点</p> <p>三 北緯四十一度十四分二十四秒、東経百四十一度九分二十九</p>

		<p>により囲まれた 区域</p> <p>秒の点</p> <p>四 北緯四十一度十四分二秒、東経百四十一度八分四十五秒の点</p> <p>五 北緯四十一度十四分二十六秒、東経百四十一度八分二十秒の点</p> <p>六 北緯四十一度十四分四十六秒、東経百四十一度八分三十一秒の点</p> <p>七 北緯四十一度十五分十四秒、東経百四十一度九分十四秒の点</p> <p>八 北緯四十一度十五分五十秒、東経百四十一度九分六秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>広島県江田島市</p>	<p>江田島町津久茂</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>広島県江田島市</p>	<p>江田島町及び江田島町津久茂（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた 区域</p>	<p>一 北緯三十四度十五分四十九秒、東経百三十二度二十七分十五秒の点 二 北緯三十四度十六分十四秒、東経百三十二度二十七分九秒の点 三 北緯三十四度十六分十五秒、東経百三十二度二十六分三十秒の点 四 北緯三十四度十五分三十四秒、東経百三十二度二十六分十五秒の点</p>

		<p>五 北緯三十四度十五分二十五秒、東経百三十二度二十六分二十八秒の点</p> <p>六 北緯三十四度十五分二十六秒、東経百三十二度二十六分四十七秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

三十七 航空自衛隊三沢基地四川目訓練場

<p>対象防衛関係施設の所在地</p>	<p>青森県三沢市</p>	<p>四川目四丁目八十九番地二十一</p>
<p>対象防衛関係施設</p>	<p>青森県三沢市</p>	<p>四川目（次の図面に示す部分に限る。）</p>

の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県三沢市	大字三沢及び四川目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>			

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>岐阜県多治見市</p>		<p>笠原町字深山一番九</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>岐阜県多治見市</p>	<p>笠原町（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>
<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>	<p>一 北緯三十五度十六分二十七秒、東経百三十七度十分五十二秒の点 二 北緯三十五度十六分五秒、東経百三十七度十分五十三秒の点 三 北緯三十五度十六分四秒、東経百三十七度十分二十五秒の点 四 北緯三十五度十六分二十六秒、東経百三十七度十分二十四</p>		

秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十九 航空自衛隊高蔵寺分屯基地飛地地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設
愛知県春日井市	愛知県春日井市	愛知県春日井市
押沢台四丁目及び五丁目、木附町、高座町、玉野台一丁目及び	木附町（次の図面に示す部分に限る。）	木附町無番地

に係る対象施設周
辺地域

二丁目並びに玉野町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。